

静岡市議会 11月定例会 総括質問原稿

2025年12月3日
松谷 清

3. ひきこもり支援の現状と課題及び委託事業者選定について

<1回目>

「1」ひきこもり支援の現状について

2023年内閣府調査結果によると引きこもり状態にある人は15歳から39歳2.05%、40歳から64歳2.02%と前回調査から増加傾向にあり、新聞報道では併せて146万人、静岡市では約8000人となります。ひきこもり地域支援センターなど専用相談窓口を設置している自治体は1561自治体で89.7%にのぼります。2015年に設置した静岡市ひきこもり地域支援センター「DANDANしづおか」は2024年度まで同一の事業者が運営していましたが2025年度から新たな事業者に代わったところです。

そこで、前事業者の過去3年間と新事業者の2025年度の上半期における①新規・継続併せた相談実人数、②新規相談者数、③アウトリーチ実人数と回数、④2025年度上半期の実績に対する評価についてお聞かせください。

<こども未来局長 答弁>

相談者数は、令和4年度は196人・新規46人、5年度は187人・新規44人、6年度は208人・新規51人、7年度上半期208人・新規61人。

訪問支援などのアウトリーチを実施した人数とその回数は、令和4年度は27人・204回、5年度は34人・286回、6年度は34人・204回、7年度上半期は36人・332回。

令和7年度上半期の実績は、相談者も訪問支援などのアウトリーチも大幅に増えているが、これは今年度から新たにひきこもり地域支援センターの運営を受託することとなった事業者が、これまでセンターとして、関わりを持たなかった社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、地域若者サポートステーションなどにひきこもり支援の周知を図ったことで、相談支援につながっていない潜在的なひきこもり当事者を把握できたものと評価している。

委託事業者の選定について

ひきこもり地域支援センターの運営業務委託は、設置以来、随意契約により事業者を選定してきました。2024年度までは見積参加者1者の単独随意契約でしたが、2025年度は随意契約の見積執行に転換しました。そこで
どのような理由で転換したのか。

他の政令市における運営方法及び業者選定方法はどのような状況か。

<こども未来局長 答弁>

令和6年度までは、毎年、ひきこもり支援を主たる業務として実施している複数の事業者にヒアリングを実施した結果、ひきこもり地域支援センターの運営業務を実施可能と回答した事業者が1者のみであったため、その事業者を選定した。

令和7年度は、運営事業者の選定にあたり、ひきこもり支援に限らず、福祉関係の相談支援業務を実施している事業者30者に広くヒアリングを実施したところ、事業者6者がひきこもり地域支援センターの運営業務を実施可能であることが確認できたため、6者を見積参加者としたところ、4者が見積に参加し、1者を選定した。

他の政令市では、6市が直営で、13市が業務委託で、ひきこもり地域支援センターを運営している。業務委託している13市の業者選定方法は、プロポーザル方式が7市、総合評価方式が1市、単独随意契約が5市となっている。

<2回目>

「2」ひきこもり支援の成果指標について

答弁から確認できることは、静岡市の引きこもり状態にある人は推計8000人いるにもかかわらず、208人にしか支援が届いていないということです。今年度上半期の新規相談者数が前年度までと比べて大幅に伸びているという点は、同じ仕様書に基づきながら、新事業者の支援体制が改善されたことになるため、高く評価すべきです。静岡市のひきこもり施策の成果指標は「ひきこもり状態の改善率」ですが、そこで

成果指標としての「ひきこもり状態の改善率」を「新規相談者数」及び「アウトリーチ回数」に変える考えはないか、伺います。

<こども未来局長 答弁>

静岡市の事務事業評価において、ひきこもり地域支援センター運営事業の成果指標を「ひきこもり状態が改善している相談者の全体に占める割合」と設定した理由は、ひきこもり支援は、相談者一人ひとりに寄り添いながら、丁寧な相談支援を行い、その変化を把握していくことが重要であり、相談支援につながった方の改善率が適切であると考えたためである。

一方で、ひきこもり支援においては、関係機関との連携等により、これまで相談支援につながっていない潜在的なひきこもり当事者を把握し、必要な支援につなげていくことも、重要な取組の一つだが、現在の成果指標では、この取組を評価できない。

そのため、現在の成果指標である「ひきこもり状態が改善している相談者の全体に占める割合」に加えて、相談支援につながっていない方々への働きかけなどの状況も適切に評価できる成果指標を新たに設ける。

「3」業務委託の業者選定方法について

先の答弁から、他の政令市では、ひきこもり地域支援センターの運営業務委託の業者選定を、「プロポーザル方式」や「総合評価方式」、「随意契約」で行っていることがわかります。ひきこもり支援のように「関係構築・個別支援の積み重ね」が不可欠な事業において、本市のような”価格を主軸とした見積執行”を採用している自治体はありません。本市の方式は、支援の質や継続性を担保できるのか、疑問を呈さざるを得ません。

支援の質の持続性や専門性を担保するため、来年度以降の業者選定においては、プロポーザル方式を導入していく必要性についてどのように考えるか。

<こども未来局長 答弁>

ひきこもり地域支援センターは、開設から10年間、同じ運営事業者に委託してきたが、令和7年度から新たな運営事業者に代わったことで、同じ仕様に基づく運営であっても、運営事業者ごとに、どこに重点的に取り組むかが違うことがわかった。

例えば、令和6年度までの運営事業者は、相談支援につながった一人ひとりに時間をかけ、寄り添った支援を行うことを重視していた一方、令和7年度の運営事業者は、まだ相談支援につながっていない方々を支援へつなぐことを重視するなど、事業者の特色や強みによって重点的に取り組むことが変わることがわかった。

このため、今後は、事業者の特色や具体的な支援方法等を総合的に評価し、最適な運営事業者を選定できるよう、事業者へのヒアリングなどにより、プロポーザル方式も含め、業者選定方法を検討していく。